

# 1 章 岡崎市緑の基本計画について

## 1-1 計画の目的と位置づけ

### (1) 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地法\*（第4条）に基づいて策定する計画です。都市公園\*の整備や緑を保全する地区の決定など、都市計画による整備事業や緑化制度の推進のほか、都市公園の運営管理方針について計画します。さらに街路、公共公益施設、民有地などにおける緑の保全や緑化、市民の緑との関わりの推進など、ソフト面の内容も含めた都市の緑に関する総合的な計画として、緑地の保全及び緑化の目標、それに向けた方針及び施策を定めます。

### (2) 岡崎市緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画（以下、「本計画」と称す）は、岡崎市（以下、「本市」と称す）の総合計画に即し、岡崎市都市計画マスタープランなどと適合させるとともに、愛知県広域緑地計画との連携を図りながら策定します。

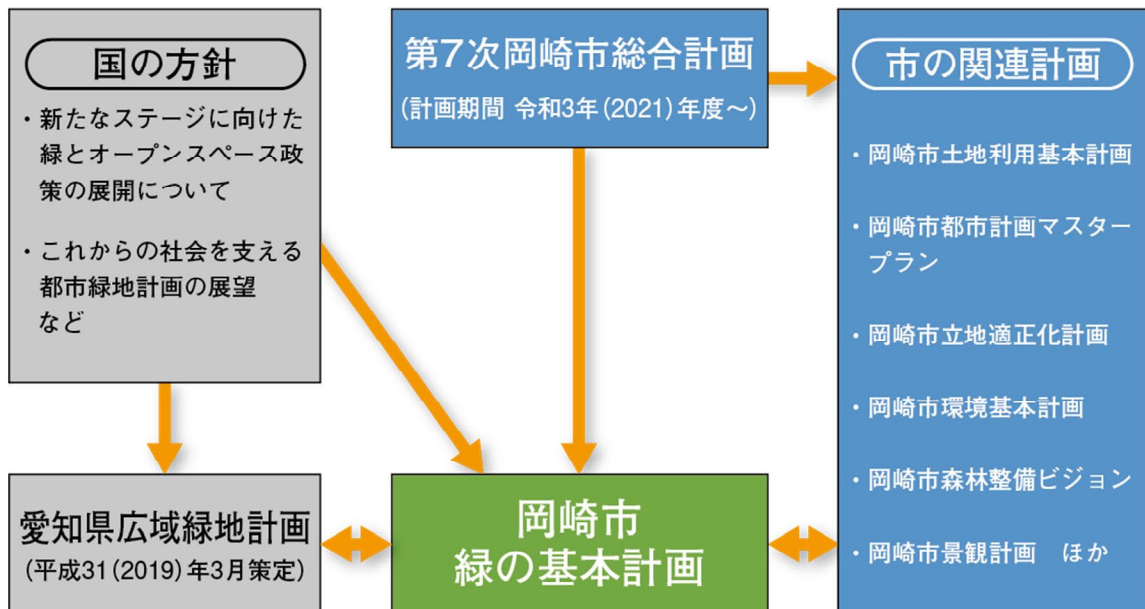


図 1-1 岡崎市緑の基本計画の位置づけ

## 1-2 計画の期間と対象区域

今回の改定では、計画の期間と対象区域を以下のとおり設定します。

計画の期間：令和3（2021）年度～令和12(2030)年度

計画の対象区域：岡崎市全域

緑の基本計画における基本的な対象区域は主として都市計画区域\*内を定めるものとされていますが、本市においては市域面積の4割程度を都市計画区域外が占め、また都市計画区域内外にまたがる三河山地の森林も後述する「緑」の定義に含まれていることから一体的に扱うものとして、市全域を対象とします。

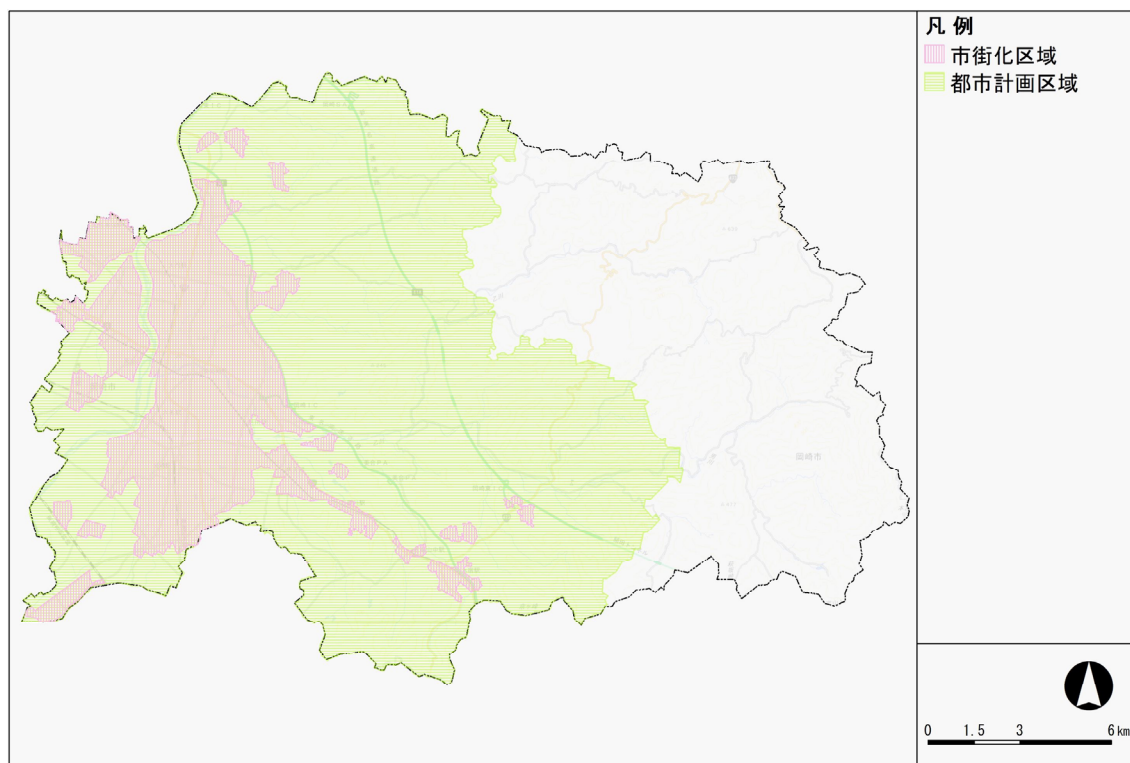


図 1-2 岡崎市緑の基本計画の対象範囲

### 1-3 「緑」の定義

本計画で扱う緑は、樹木や草花などの植物のみではなく、それらを含む周辺の土地や空間（オープンスペース）も含むもの（緑地）と考えます。したがって、樹林地や草地ばかりではなく、公園・広場、農地、河川・湖沼なども緑として一体的にとらえます。

さらに、民有地である個人宅の庭や事務所などの民間の緑のほか、屋上・壁面緑化や人工地盤上の植栽など、高密度が進む都市において進められる特殊緑化についても緑の定義に含むものとします。

また、緑地の種類として「施設緑地」「地域制緑地」といった考え方があります。これは主として緑地を保全するという制度上の観点からの考え方で、以下の表 1-1 のように整理されます。

表 1-1 施設緑地と地域制緑地の考え方

施設緑地	土地の公有化などによって管理する緑地で「都市公園」「公共施設緑地」「民間施設緑地」に区分される。例：都市公園、街路樹、公共公益施設の緑地、一般に公開されている社寺境内地など
地域制緑地	緑地の所有権はそのままに、一定の区域に対して法律などで土地利用の規制により保全を図る緑地。例：風致地区、生産緑地地区、国定公園など

	市街地の緑	河川・湖沼など	森林(樹林地)	農地
施設緑地	都市公園			市民農園
	児童遊園 こども広場			
	学校や公共施設の 植栽地			
	街路樹			
社寺の境内地				
地域制緑地		河川区域	保安林 地域森林計画 対象民有林	生産緑地 農業用振興地域 農用地区域
		風致地区		
その他	個人の家や庭や 事業所の緑化		上記以外の樹林地	上記以外の農地

図 1-3 本計画における緑の定義

